

(広告第2号様式)

川崎市 広告募集説明書（印刷物広告媒体資料）

募集件名	「本籍地が川崎市外にある方への郵送請求の御案内」への広告掲載について			
募集の内容	戸籍関係証明書を郵送で請求する際に利用できる、郵送請求書付きの御案内に掲載する広告を募集します。 別添「広告掲載仕様書」のとおり広告を掲載することができます。 広告の掲載を希望する事業者様又は広告代理店様は、別紙申込書により期間内にお申し込みください。			
発行部数	23,000部			
申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様			
申込資格	(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」(以下「要綱等」という。)に規定する規制業種・事業者でないこと。 (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。 (5) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。			
選定基準	最も高い金額を提示した者を選定します。			
募集についての説明	期間	令和6年11月20日	から	令和6年12月2日 12 時 まで
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。		
申込み	期間	令和6年11月20日	から	令和6年12月4日 17 時 まで
	方法	下記担当まで、直接持参、FAX又はメールにて。		
担当部署	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課戸籍・住民記録係			
	住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階		
	電話・FAX	電話	044-200-2342	FAX 044-200-3912
	eメール	25koseki@city.kawasaki.jp		

【添付資料】 ☐ なし ☒ あり （ 仕様書 ）

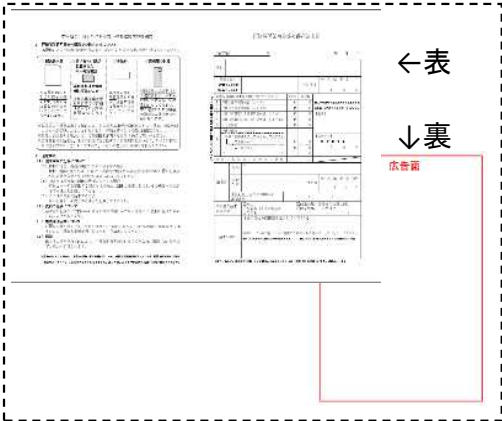
川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページでご覧になれます。

(広告第2号様式)

広告掲載仕様書(印刷物広告媒体資料)

1 印刷物の概要

名 称		戸籍関係証明書等の郵送請求の御案内	
規格	判型	A3判(2つ折り)	
	ページ	2ページ(両面印刷)	
発行部数		23,000	
発行頻度		年に1回	
発行日		令和7年4月	
配付期間		令和7年4月～令和8年3月 ※ただし早期終了の可能性あり	
配付エリア		川崎市内	
配付対象者		他市町村宛てに郵送で戸籍関係証明書の請求を希望する来庁者	
内容等		戸籍関係証明書を郵送で請求する際に使用する請求書ひな型及び記入方法等の御案内を、区役所等の窓口で該当者に配布する。(請求書部分は切り離して郵送請求に使用し、広告欄のある御案内部分は手元に残る)。	
配付方法		区役所区民課及び支所区民センター、出張所、行政サービスコーナー等での希望者への配布。	
発行元		市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課	



←表

↓裏

広告欄

2 掲載可能な広告

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	最低広告料 (1枠・税込)
記載方法の案内・裏面	A4判	1	1	104,880円

広告掲載が望ましくない業種・内容		川崎市広告掲載基準による	
入稿締切	令和6年12月25日 午後5 時まで	入稿形態	電子データ(pdf、jpeg等)
留意事項		※ 川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守してください。 ※ 広告料には、制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。 ※ 入稿前に原稿内容の審査を受けてください。 ※ 完全データにて入稿してください(出力見本を添えてください)。 ※ 原稿内に、広告である旨を明記してください。	